

京情個審答申第10号
令和4年11月2日

京都府公安委員会
委員長 森田 雅之 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

令和4年5月19日付け公委第447号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が不開示（不存在等）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年4月16日、審査請求人は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、京都府警察本部長（以下「処分庁」という。）に対し、「私が令和○年○月○日に○道○号で○警察署の速度違反の取締りを受けた際に開示を受けて署名した道路交通法違反（速度違反）現認書」を内容とする個人情報（以下「本件個人情報」という。）の開示請求を行った。
- 2 令和3年4月27日、処分庁は、本件個人情報について、条例第31条第2項第2号に規定する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報に該当し、同項の規定により開示の請求権等の規定が適用されないとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報不開示決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和3年7月5日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年5月19日、京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、再反論書及び再々反論書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件個人情報に係る文書の「訴訟に関する書類」該当性について
 - (1) 本件取締を受けた事案については、交通反則通告制度に基づき、反則金を納付したことから公訴を提起されることがない。従って、「訴訟に関する

る書類」に該当しない。

- (2) 「訴訟に関する書類」に開示請求の規定が適用されないのは、刑訴法にその取り扱い、開示・不開示の要件等が定められているからである。
- (3) 本件個人情報に係る文書は、公訴を提起されない書類で、刑訴法の訴訟に関する書類の開示・不開示の要件に該当しないので、「訴訟に関する書類」ではない。
- (4) 訴訟記録は、事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。これに対して、本件個人情報に係る文書は、反則金を納付して事件は既に終結しているにもかかわらず不開示である。これは、刑訴法第1条の個人の基本的人権が保障されているとはいえない状況である。
- (5) 本件書類には、他の関係者は存在せず、他の捜査の支障になるわけでもなく、訴訟になる可能性のない書類である。個人が署名して行政処分の根拠となった本件個人情報に係る文書が公開されないのは、条例第1条の個人の権利利益を保護しているとはいえない状況である。

2 取締時に開示されたこととの矛盾について

処分庁は、再々弁明書において「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない（刑訴法第47条）」とするが、取締時には審査請求人に対して開示され、署名できたものである。

3 結語

本件個人情報に係る文書は、条例第31条第2項第2号にいう「訴訟に関する書類」に該当せず、開示されるべきものである。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が弁明書、再弁明書及び再々弁明書並びに諮問庁の命を受けた処分庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件個人情報に係る文書の「訴訟に関する書類」該当性について

- (1) 警察官が違反行為があると認めて、その証拠を収集し、保全する行為は刑事訴訟手続の面からみれば捜査であり、すなわち、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類は、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含むと解する。
- (2) 本件個人情報に係る文書は、道路交通法違反事件に係る違反者の氏名、違反事実に加え、同違反事実の状況等に関する警察官の報告等が記録されていることから、刑事事件である道路交通法違反事件の捜査書類として作成されたものであることは明らかである。

(3) したがって、本件個人情報に係る文書は、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第31条第2項第2号の規定により、開示の請求権等の規定の適用が除外される。

(4) また、札幌地方裁判所平成16年7月12日判決（平成15年（行ウ）第19号・平成15年（行ウ）第20号）及びその控訴審である札幌高等裁判所平成17年3月17日判決（平成16年（行コ）第12号）は、「いわゆる交通反則事案は、反則金の納付の通告を受けた違反者が、その反則金を納付すべき期間内に反則金を納付すれば、行政手続である交通反則事案として終了するのであるが、このことから、本件公文書が、もっぱら行政上の措置を目的として作成される行政文書であると解することはできないし、反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても、このことにより、当初「訴訟に関する書類」であった公文書が、その性質を変じて行政文書になると解すべき根拠もない。」と判示しているところである。

(5) 請求人は、本件個人情報に係る文書が「訴訟に関する書類」に該当するとするならば、京都府警察本部長は、当該文書について訴訟に関する書類としての閲覧方法を具体的に示さなければならない旨も主張するが、処分庁に義務のないことを要求する不当なものである。

2 結語

本件審査請求には理由がなく、却下されるべきである。

第6 審議会の判断理由

1 本件個人情報に係る文書の「刑事訴訟に関する書類」該当性について

(1) 審査請求人は、本件取締を受けた事案について交通反則通告制度に基づき反則金を納付したことにより公訴を提起されることはなくなったことから、本件個人情報に係る文書は、条例第31条第2項第2号に規定する刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当しない旨、主張する。

(2) しかし、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類であると解するのが相当である。

本件個人情報に係る文書は、道路交通法違反事件を処理するために作成された書類であり、具体的な違反事実に加え、同違反事実の状況等に関する警察官等の報告及び違反者の記述が記載されているから、刑事事件である道路交通法違反事件の捜査書類として作成された書類であることは明らかである。

(3) また、道路交通法違反事件は、反則金の納付の通告を受けた違反者が、その反則金を納付すべき期間内に反則金を納付すれば、公訴が提起されず交通反則事件として終了するが、このことから、本件公文書が、専ら行政上の措置を目的として作成される行政文書であると解することはできないし、犯則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても、このことにより、当初「訴訟に関する書類」であった公文書が、その性質を変じて行政文書になるとは考えられない。

2 取締役時の「開示」について

審査請求人は、当審議会に提出した意見書においても、本件個人情報に係る文書は取締役時には審査請求人に対して開示され、署名できたことから、開示の請求権の規定が適用されないことは矛盾である旨、強く主張している。

しかしながら、取締役時の署名に際して本件個人情報に係る文書は「開示」されたものではなく、その記載内容の確認のため目視することが許されたにすぎないものである旨、念のため付言しておく。

3 審査請求人のその他の主張は、審議会の上記判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 5月19日	諮問書の受理
令和4年 7月26日	第1回審議会
令和4年 9月 7日	第2回審議会
令和4年10月21日	第3回審議会
令和4年11月 2日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員 (部会長)	山 本	克 己
委員	奥 野	美奈子
委員	原 田	大 樹
委員	宮 本	恵 伸
委員	山 舗	恵 子